

令和2年度前期分授業料免除申請について 重要なお知らせ（在学生向け）

1. 令和2年度から、学部生の授業料免除については、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）により実施します。新制度により授業料免除を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金の申請が必要です。
2. 新制度に申込済み、または申込予定の者のうち、令和元年度に授業料免除を申請した実績があり、新制度の選考基準により支援額が減少、または支援の対象外となる者に対して、経過措置として現行の授業料免除を併用して実施します。

※経過措置について

- ・新制度による免除額が現行の免除額を下回った場合に限り、現行の免除額で授業料免除を実施します。経過措置の適用にあたっては、現行制度の家計基準・学力基準による選考を行います。いずれかの基準を満たさない場合には経過措置の適用はありません。
- ・休学等により令和元年度中に授業料免除申請をしなかった者については事前に申し出てください。

3. 新制度の申請基準を満たさない学生については、現行の授業料免除を実施します。

（新制度の申請基準を満たさない主なケース）

1. 大学院生
2. 外国人留学生
3. 学部入学までの期間が高校卒業後2年を超える者
4. 学部編入学までの期間が、編入学前の大学等に在学しなくなってから1年を超える者

※申請基準について、詳細は日本学生支援機構のホームページ等をご確認いただくか、学生課生活支援係へお問い合わせください。

以下の表で申請者区分を確認のうえ、該当する提出書類により申請を行ってください。
なお、授業料免除申請書類の詳細は「授業料免除申請のしおり」等でご確認ください。

申請者区分		提出書類	
給付奨学金 申請資格あり	給付奨学金を 申込済み 昨年11～12月 スカラネット入力済	令和元年度 授業料免除申請者	・ 授業料免除申請書類一式 ・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】
		令和元年度 授業料免除申請無し	・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】
給付奨学金 申請資格なし	給付奨学金を 申込予定 4月に必ず申し込 んでください	令和元年度 授業料免除申請者	・ 授業料免除申請書類一式 ・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】
		令和元年度 授業料免除申請無し	・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】
			・ 授業料免除申請書類一式

（申請書類提出期限）【在学生】 令和2年3月13日（金）
（提出窓口/問い合わせ先） 学生課生活支援係（TEL 0994-46-4888）